第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙百二十　挿入］

第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙百二十一　挿入］

第20号の３様式記載要領

１　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　略］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第292条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

［８・９　略］

10　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百二十四　挿入］

第20号の３の２様式記載要領

１　この明細書は、内国法人が法第321条の８第36項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。

［２・３　略］

４　「控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））付表）の㉛の欄の金額を記載すること。

５　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の㉓の欄の金額を記載すること。

第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙百十九　挿入］

第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙百二十一　挿入］

第20号の３様式記載要領

１　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　同左］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第292条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

［８・９　同左］

10　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百二十一　挿入］

第20号の３の２様式記載要領

１　この明細書は、内国法人が法第321条の８第36項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。

［２・３　同左］

４　「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））付表）の㉛の欄の金額を記載すること。

５　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の㉓又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表17（３の６））の⑾の各欄の金額を記載すること。